

6 総務省

令和7年3月5日(水) 6:30 現在

総務省

岩手県大船渡市の林野火災に関する被害状況等について(第11報)

I 被害状況

1. 通信関係

	事業者(サービス名)	被害状況等
固定	NTT 東日本	・被害情報無し
	NTT 西日本	・被害情報無し
	NTT コミュニケーションズ	・被害情報無し
	KDDI	・被害情報無し
	ソフトバンク	・被害情報無し
携帯電話等	NTT ドコモ	・1市の一部エリアに支障あり ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり 岩手県(1市) 大船渡市 ※役場エリアに支障なし ※合計4局停波 (内訳) 岩手県 4局
	KDDI (au)	・1市の一部エリアに支障あり ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり 岩手県(1市) 大船渡市 ※役場エリアに支障なし ※合計5→3局停波 (内訳) 岩手県 5→3局
	ソフトバンク	・1市の一部エリアに支障あり ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり 岩手県(1市) 大船渡市 ※役場エリアに支障なし ※合計6局停波 (内訳) 岩手県 6局
	楽天モバイル	・被害情報無し

(注) 各事業者に被害状況を確認済。固定は、事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。

○防災行政無線

- ・都道府県防災行政無線：被害情報無し
- ・市町村防災行政無線：被害情報無し

(注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

2. 放送関係

<地上波（テレビ・ラジオ）>

- ・被害情報無し

<ケーブルテレビ>

- ・被害情報無し

<コミュニティ放送>

- ・被害情報無し

3. 郵政関係

<窓口業務関係>

- ・窓口休止（岩手県2局）

<配達業務関係>

- ・岩手県大船渡市三陸町綾里地区全域、三陸町越喜来の一部地域及び赤崎町の一部地域の配達に大幅な遅れが発生

II 総務省の対応状況

- 2月27日（木）0時00分、大臣官房総務課に情報連絡室を設置
- 2月28日（金）、総務省災害関係局長級会議（第1回）開催

<電波利用料>

2月27日（木）以降、災害救助法の適用地域を告知先とする無線局免許人等に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施

<偽・誤情報対策>

岩手県大船渡市の林野火災に関して流通する危険性のあるインターネット上の偽・誤情報への注意喚起を、総務省の SNS アカウントを通じて情報発信を実施。

SNS における根拠のない情報拡散に対して、利用規約等を踏まえた適正な対応を行っていただくよう、主要な SNS 等のデジタルプラットフォーム事業者(Google、LINE ヤフー、Meta、X) に対して要請を実施。

<リエゾン>

通信サービス等の確保に関して、職員を岩手県庁へ2名(3/1～)派遣中。

<総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況>

3月2日（日）、総務省消防庁からスターリンク及び発動発電機・ポータブル電源の貸出要望あり。通信事業者と連携し、支援を実施中。

<電波法に基づく臨機の措置>

3月2日（日）、ソフトバンク株式会社から基地局の開設申請があり、即座に免許。

Ⅲ 事業者等の対応状況

1. 通信関係

(1) リエゾン派遣状況

NTT 東日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク及び楽天モバイルは、岩手県庁へリエゾンを派遣中。

(2) 避難所、災害対応機関への支援

- ・NTT 東日本は、避難所等へ衛星携帯電話 6 台、スターリンク 13 台の貸し出しを実施中。
- ・NTT ドコモは、避難所等へ充電設備 23 台、Wi-Fi 機器 2 台、携帯電話 6 台、スターリンク 1 台の貸し出しを実施中。
- ・KDDI は、避難所等へ充電設備 6 台、Wi-Fi 機器 2 台、携帯電話 30 台、スターリンク 6 台の貸し出しを実施中。
- ・ソフトバンクは、避難所等へ充電設備 5 台、Wi-Fi 機器 10 台、固定電話 4 台、スターリンク 2 台の貸し出しを実施中。
- ・楽天モバイルは、避難所等へ充電設備 8 台、スターリンク 3 台の貸し出しを実施中。

(3) 特設公衆電話の提供

NTT 東日本は、避難所に特設公衆電話を設置中。

2. 放送関係

(1) NHK

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、令和 7 年 2 月から令和 7 年 3 月まで（2 か月間）の放送受信料を免除。

岩手県大船渡市の避難所（10 か所）にテレビを設置。

(2) (株) WOWOW

災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、視聴不能による視聴料免除等に係る質問について、個別に対応。

(3) (一社) 衛星放送協会・スカパー J S A T (株)

災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、加入者から申し出があり、被災状況によって視聴が困難と認められた場合に、視聴料等を免除。

3. 日本郵政グループ関係

災害救助法が適用された地域を対象に、非常取扱いの実施

- ・通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等
- ・保険金の支払い等の非常取扱い等

大臣官房総務課防災・調整係

電 話 03-5253-5090

F A X 03-5253-5091